

太子町立グラウンド使用許可申請書兼減免申請書

令和 年 月 日

太子町長 様
太子町教育委員会 様

住所 _____

団体名 _____

代表者 _____

責任者 _____

電話 () -

下記のとおり許可（及び使用料を減免）願います。

なお、私（当団体）は、太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者でないこと及びこの使用は暴力団を利することとなる使用でないことを確約します。
また、太子町教育委員会がこの申請書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供したり意見照会すること、及び警察署長から得た情報を太子町の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

使用施設名	太田公園グラウンド		
使用人員	人	町内・町外	減免：有・無
使用種目	使用目的	減免区分	
		町主催 町教委主催 町スポ協 町立学校園 警察消防 町SC21 町スポ少 認定地域クラブ 部活動 障害者等	
使用年月日（曜日）	使用時間	使用料	
年 月 日 曜日	時～ 時	300円× 時間＝ 500円× 時間＝	
年 月 日 曜日	時～ 時	300円× 時間＝ 500円× 時間＝	
年 月 日 曜日	時 時	300円× 時間＝ 500円× 時間＝	
年 月 日 曜日	時～ 時	300円× 時間＝ 500円× 時間＝	
年 月 日 曜日	時 時	300円× 時間＝ 500円× 時間＝	

上記のとおり許可（及び使用料を減免）します。 太子町長
太子町教育委員会
(登録番号:T2-0000-2028-4645)

使用料	基本料金	円	受付許可番号	領収年月日印								
	減免額	▲ 円										
	差引額	円 消費税率 10% (消費税額 円)										
町処理欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">入力番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>受取簿</td> <td>行事予定表</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				入力番号				受取簿	行事予定表		
入力番号												
受取簿	行事予定表											

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から換算して3ヵ月以内に町長に対して 審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から換算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は教育委員会となります)、提起することができます。

使用許可条件

- 1 使用許可を受けた者は、入場の際係員に当許可書を提示してください。
- 2 使用許可時間は厳守してください。（準備と後片付けの時間は、使用許可時間に含まれます。）
- 3 使用者は、所定の場所以外で飲食はしないこと。又、ごみ等はお持ち帰りください。
- 4 陸上競技場を使用される方は、『太子町総合公園陸上競技場インフィールド使用基準の取扱いについて』を遵守してください。
- 5 使用許可された目的以外の用途に供さないでください。
- 6 駐車場以外の施設内に車両等の乗り入れを禁止します。
- 7 総合公園内での火気の使用を禁止します。
- 8 使用許可を受けた者は、その権利を他に譲渡、又は転貸できません。
- 9 グラウンド使用者は、使用後に必ずグラウンド整備をしてください。
- 10 テニスコート使用者は、使用後に必ずコート整備をしてください。
- 11 施設の使用を終えたときは、直ちにその旨を係員に報告してください。
- 12 用具・備品等を使用した使用者は、使用が終了したときは、直ちに用具・備品等を所定の位置に戻し、係員の点検を受けてください。
- 13 使用者は、施設等を破損したり、滅失したときは、係員に報告してください。使用状況(方法)によっては、損害を賠償していただく場合があります。
- 14 使用者は、使用に関して生じた事故については、その責を負うものとします。
- 15 係員が指示したときは、その指示に従ってください。
- 16 雨天等により使用できなかったときは、当許可書を持参のうえ総合公園管理事務所で使用料の返金手続きをしてください。
- 17 使用者の都合により使用を中止する場合は、使用日の7日前までにこの許可書を持参のうえ使用料返還(半額)の手続きをしてください。
- 18 使用開始時刻を30分以上過ぎる事が予想される場合や、予約のキャンセルをする場合は管理事務所へ連絡を必ず行ってください。
- 19 使用キャンセルの連絡が事前に無く、使用開始時刻を30分過ぎても使用を開始しないときはキャンセルとみなし、他の使用者に使用を許可する場合があります。

太子町総合公園管理事務所 TEL(079)277-2296

太子町立町民体育館 TEL(079)277-4800

【注意事項】

利用者の皆様がお互いに気持ちよく安全に利用していただけることを目的として上記の使用許可条件を守っていただけない場合、太子町総合公園体育施設管理条例の規定に基づき、以降の使用について許可しない、又は許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。